



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年8月13日金曜日 第2192号

◇ 目 次 ◇

民生委員の定数.....	581
県統計調査の実施.....	581
保安林予定森林.....	581
解除予定保安林.....	582
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	582
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	582
土地改良事業の計画の変更の認可.....	583
建設業者の許可の取消し.....	583
道路の区域変更(県道久米垣生線).....	584
道路の供用開始(").....	584
道路の供用開始(県道興居島循環線).....	584
開発行為に関する工事の完了(4件).....	584
道路の供用開始(県道鳥井喜木津線).....	585
道路の区域変更(県道小田河辺大洲線).....	585
道路の供用開始(").....	586
道路の供用開始(一般国道378号).....	586

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	586
-------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第904号

民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条の規定に基づき、民生委員の定数を次のように定め、平成22年12月1日から施行し、民生委員の定数(平成19年11月愛媛県告示第1781号)は、平成22年11月30日限り、廃止する。

平成22年8月13日

愛媛県知事 加戸守行

市 町 名	定数(人)
今 治 市	413
宇 和 島 市	283
八 幡 浜 市	136
新 居 浜 市	294
西 条 市	297
大 洲 市	163
伊 予 市	102
四 国 中 央 市	223
西 予 市	164
東 温 市	66
上 島 町	29
久 万 高 原 町	66
松 前 町	61

砥 部 町	46
内 子 町	76
伊 方 町	65
松 野 町	20
鬼 北 町	49
愛 南 町	91

○愛媛県告示第905号

新繊維産業技術センターの整備に関するアンケートを次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により告示する。

平成22年8月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 調査の目的
新しい繊維産業技術センターの整備に関する検討にあたり、繊維関連企業のニーズ等を把握する。
- 2 調査対象の範囲
県内で繊維産業を営む企業(平成20年工業統計調査)
- 3 報告を求める事項
 - (1) センターの利用実態に関すること。
 - (2) センターとして強化すべき取組み、研究開発等に関すること。
 - (3) デザインに関すること。
 - (4) 施設・設備等に関すること。
- 4 報告を求める事項の基準となる期日
平成22年8月1日(日)
- 5 報告を求める者
2に該当する事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法
郵送配布及び郵送回収によるアンケート
- 7 報告を求める期間
平成22年8月16日(月)から同年8月31日(火)まで

○愛媛県告示第906号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年8月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市菊間町種1280から1283まで、1287、1289から1293まで、1294の2、1295から1312まで、1313の1、1313の2、1314から1330まで、1332、1333、1335から1339まで、1345
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
菊間町種1289・1329（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第907号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
新居浜市郷字上郷乙13の3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第908号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
西予市
西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
代表者 西予市長 三好幹二
西予市宇和町山田2061番地

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

西予市明浜町田之浜甲451番6から同甲451番3までの地先公有水面

(2) 区域

1 工区

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線並びに7点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L.+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西予市明浜町大字田之浜字ウツシリ甲1564の国土地理院四等三角点「横瀬」）は北緯33度19分04秒4781、東経132度23分19秒2373秒の地点

- 1 点は、基点から真北88度00分42秒618.95メートルの地点
- 2 点は、1点から真北328度07分56秒11.84メートルの地点
- 3 点は、2点から真北58度09分09秒1.00メートルの地点
- 4 点は、3点から真北328度09分09秒6.30メートルの地点
- 5 点は、4点から真北238度09分09秒1.00メートルの地点
- 6 点は、5点から真北328度09分09秒31.85メートルの地点
- 7 点は、6点から真北21度30分25秒18.19メートルの地点

(3) 面積

1 工区
915.85平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成21年 7月10日 愛媛県指令21港第240号

4 しゅん功認可年月日

平成22年 8月13日

○愛媛県告示第909号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所において縦覧に供する。

平成22年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

麓

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を市道麓-南線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
松山市	津和地	79番2	1号
		92番	2号
		94番	3号
		84番1	4号
		117番	5号
		41番1	6号
		42番	7号
		60番	8号
		62番1	9号

惣田谷下

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱25号までを順次結んだ線及び標柱25号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
東温市	則之内	畦田	乙1174番9	1号
			丙447番4地先	2号
			タバノ屋敷	3号
			タバノ屋敷	4号
			モッコク	5号
			モッコク	6号
			シヨジン	7号
			シヨジン	8号
			モッコク	9号

トナ谷	丙437番 1	10号
トナ谷	丙437番 1	11号
トナ谷	丙437番 2	12号
久米両	乙867番 3	13号
久米両	乙866番 2	14号
トナ谷	丙414番 1	15号
トナ谷	丙414番 1	16号
久米両	乙687番 1	17号
久米両	乙687番 1	18号
久米両	乙687番 1	19号
久米両	乙690番	20号
久米両	乙689番 2	21号
久米両	乙857番 1	22号
久米両	乙835番 1	23号
畦田	乙1183番 3 地先	24号
畦田	乙1182番 5	25号

までを順次結んだ線及び標柱24号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
西予市	三瓶町安土	御手洗	103番 3	18号
		御手洗	103番 3	19号
		御手洗	103番 4	20号
		御手洗	103番 4	21号
		御手洗	103番 4	22号
三瓶町有網代		中ノ浦	18番 2	23号
		中ノ浦	12番 2	24号

○愛媛県告示第910号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市吉藤土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成22年8月3日認可した。

平成22年 8月13日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

中ノ浦

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和48年 1月愛媛県告示第90号）

中ノ浦の項で指定した1号と標柱18号を国道378号山側官民境界線で結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱18号から標柱24号

○愛媛県告示第911号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
（般21）第16502号	平成21年 6月4日	K O E I エンジニアリ ング	射場 智宏	松山市土居田町166 - 1	平成22年 7月6日	塗装工事業	建設業の廃止 （一部）
（特17）第7288号	平成18年 1月19日	平和建設(株)	大熊 克治	松山市中村 2 - 1 - 10	平成22年 7月8日	建築工事業	建設業の廃止
（般18）第13501号	平成18年 8月22日	谷口サッシ工業	谷口 悟	松山市余戸西 1 - 14 - 30	平成22年 7月8日	建具工事業	建設業の廃止
（般18）第14866号	平成18年 12月4日	(株)関谷組	政田 哲生	松山市山西町102 - 17	平成22年 7月8日	土工事業 とび・土工事業 石工事業、ほ装工事業	建設業の廃止
（般20）第16417号	平成21年 1月8日	(株)上浮穴産業南店	西岡 三弘	松山市森松町1035 - 1	平成22年 7月8日	建築工事業	建設業の廃止
（般17）第5873号	平成17年 12月22日	(株)日進	梅崎 孝一	東温市南方2190 - 3	平成22年 7月12日	土工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
（般19）第8205号	平成19年 4月23日	(有)垣生水道設備	久保 直一	松山市吉藤 3 - 2 - 30	平成22年 7月12日	管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
（般17）第15801号	平成17年 9月5日	(有)テクノハウジング	菊池 仁	松山市雄郡 2 - 8 - 25	平成22年 7月22日	建築工事業	建設業の廃止
（般20）第14625号	平成20年 4月15日	システム電気(株)	旭 典男	松山市中央 1 - 50 - 2	平成22年 7月22日	土工事業	建設業の廃止 （一部）
（般・特21）第839号	平成22年 3月10日	(株)中西組	村上 徹也	松山市石風呂町 1 - 5	平成22年 7月27日	建築工事業	建設業の廃止 （一部）
（般19）第15846号	平成20年 1月17日	四国エンジニアリングサ ービス(株)	西原 正明	松山市土居田町336 - 1	平成22年 7月28日	土工事業 とび・土工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 （一部）
（般19）第8422号	平成19年 9月3日	木屋建設(株)	寺田 光男	松山市畑寺 2 - 11 - 35	平成22年 7月29日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第912号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市北井門四丁目345番地2から 同市北井門四丁目353番地4まで	旧	メートル 12.5～17.5	キロメートル 0.168	
			新	12.5～30.0	0.168	

○愛媛県告示第913号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市北井門四丁目345番地2から 同市北井門四丁目353番地4まで	平成22年 8月13日

○愛媛県告示第914号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	興居島循環線	松山市由良町乙283番6から 同町乙282番7まで	平成22年 8月13日

○愛媛県告示第915号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 8月13日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第20号 平成22年 8月3日	伊予郡松前町大字西古泉字四日市563番2、564番2、567番4及び571番9	伊予市米湊834番地20 株式会社亀岡

○愛媛県告示第916号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 8月13日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建(開)第21号 平成22年 8月 3日	伊予市稲荷字明見前甲662番 6	東温市田窪3015番地 7 リーフライツ202号 松 永 哲 弥

○愛媛県告示第917号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 8月13日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建(開)第22号 平成22年 8月 4日	伊予郡松前町大字北黒田字勢田882番 6	香川県木田郡三木町大字井上1966番地13 有限会社久松商事

○愛媛県告示第918号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 8月13日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建(開)第23号 平成22年 8月 5日	伊予市上野字銭坪758番 1	松山市桑原二丁目1番10号 サンライズA301号 仲 岡 禎 和

○愛媛県告示第919号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	八幡浜市保内町広早332番地1地先から 同市保内町広早362番地3地先まで	平成22年 8月13日

○愛媛県告示第920号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂4299番1から 同町山鳥坂4300番まで	旧	メートル 5.1~22.1	キロメートル 0.032	
			新	18.5~33.5	0.032	
"	"	大洲市河辺町山鳥坂1780番から 同市肱川町山鳥坂4273番5まで 及 び 大洲市肱川町山鳥坂4300番から 同町山鳥坂4273番5まで	旧	5.1~50.7	0.057	
			新	5.1~50.7 8.2~25.5	0.057 0.038	

○愛媛県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂4299番1から 同町山鳥坂4300番まで	平成22年 8 月13日
"	"	大洲市河辺町山鳥坂1780番から 同市肱川町山鳥坂4273番5まで 及 び 大洲市肱川町山鳥坂4300番から 同町山鳥坂4273番5まで	"

○愛媛県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町垣生甲28番7から 同町垣生甲126番1地先まで	平成22年 8 月13日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 8 月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 7 月23日	特定非営利活動法人 えひめNPOセンター	菊 池 修	松山市本町6丁目6番地7 ロータリー本町1117号	本法人は、特定非営利活動をはじめとする非営利の活動を行う団体に対して、その運営や活動に関する助言等、これらの団体が必要とする支援を行い、また非営利団体と行政、企業との連携をはかりつつ、行政、企業に対する提言をも行うことにより、市民社会の形成に寄与することを目的とする。